

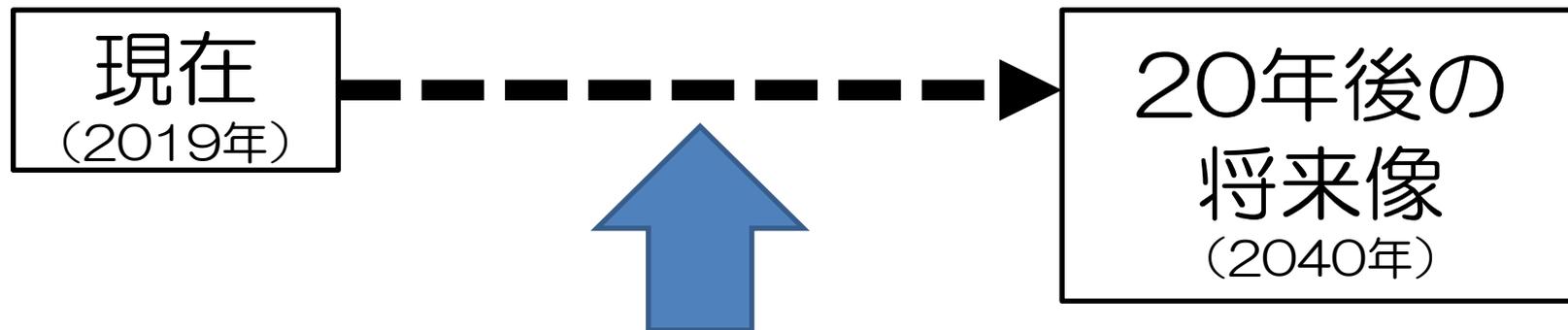


京都府の災害対策に向けた取組

令和2年3月
京都府危機管理部災害対策課



京都府の目指す方向性を将来構想、基本計画等の形で明らかにする（令和元（2019）年策定）。



府民協働で取り組むきょうとチャレンジ 「災害・犯罪等からの安心・安全」きょうとチャレンジ

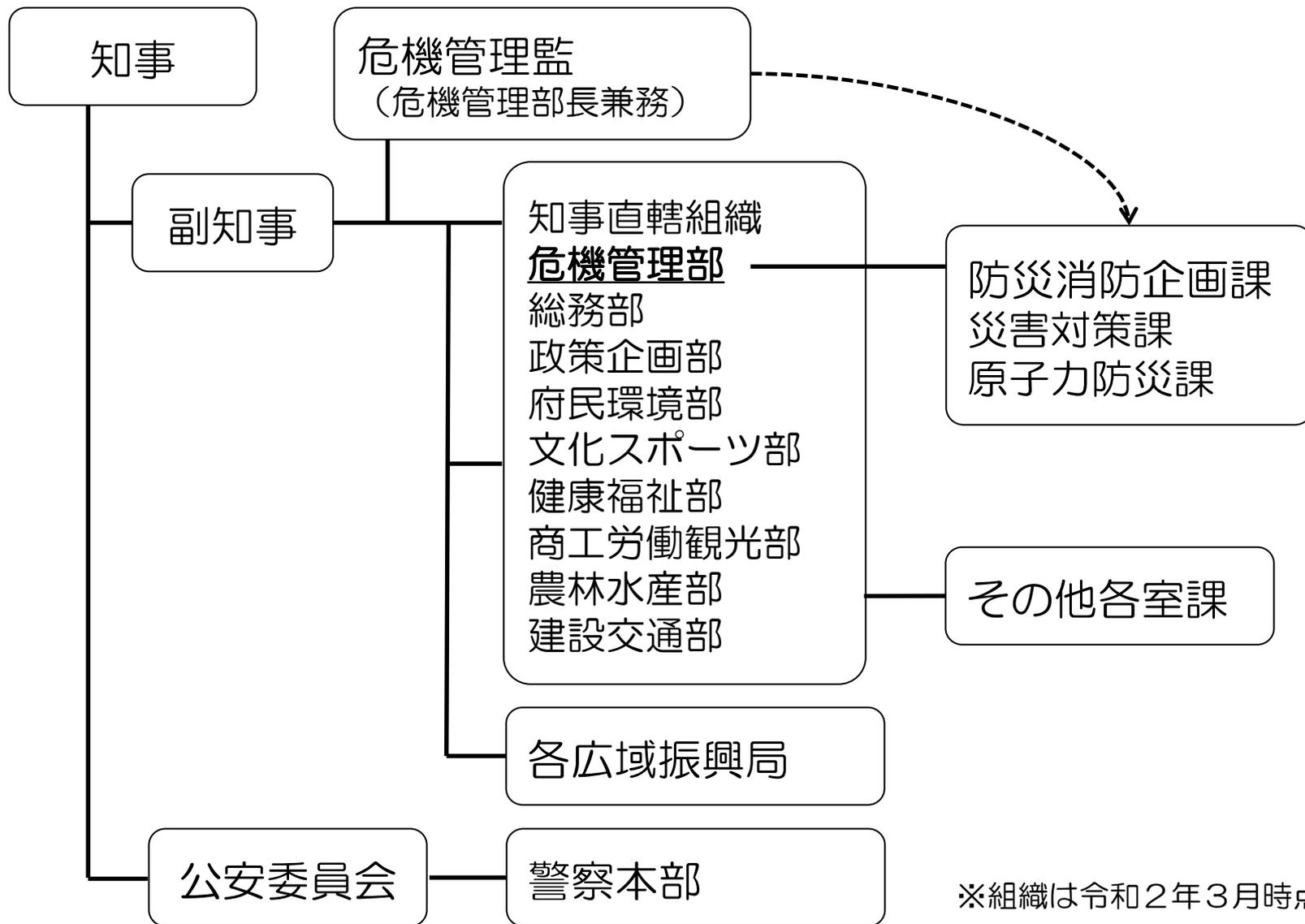
災害や犯罪等から府民の命と財産を守るため、AI等の活用によりハード・ソフト一体となった最先端の危機管理・安心安全体制を構築する。

【主な方策】

- 危機管理センター設置、総合防災情報システム整備
- 逃げ遅れゼロ・プロジェクト



近年頻発する自然災害に迅速・的確に対応するための体制の強化し、消防及び防災を所管する危機管理部門を独立させ、「危機管理部」を設置（平成31年4月）





＜計画策定の理念＞

- ◆災害は、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立った災害に強い地域づくり
- ◆防災施設の整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合的な防災システムを構築
- ◆平常時から危機管理体制を構築
- ◆「自分の生命・財産は自分で守る」という心構えと行動が基本となることを広く啓発
- ◆自主的な防災対策の支援

一般計画編

- 第1編 総則〔全9章〕
- 第2編 災害予防計画〔全38計画〕
- 第3編 災害応急対策計画〔全40計画〕
- 第4編 災害復旧・復興計画〔全13計画〕

震災対策計画編

- 第1編 総則〔全4章〕
- 第2編 災害予防計画〔全21計画〕
- 第3編 災害応急対策計画〔全27計画〕
- 第4編 災害復旧・復興計画〔全4計画〕
- 第5章 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画〔全7章〕

原子力災害対策編

- 第1編 総則〔全8章〕
- 第2編 原子力災害事前対策計画〔全19章〕
- 第3編 緊急事態応急対策計画〔全14章〕
- 第4編 原子力災害中長期対策計画〔全14章〕

事故対策計画編

- 石油類流出事故対策計画編
- 海難事故対策計画編
- 航空事故対策計画編
- 鉄道災害対策計画編
- 道路災害対策計画編
- 危険物等災害対策計画編
- 林野火災対策計画編
- 広域停電事故対策計画編



※「法」は災害対策基本法をいう。

国	<ul style="list-style-type: none">中央防災会議を設置（法第11条） 会 長：内閣総理大臣 委 員：各国务大臣、日本銀行総裁、日本赤十字社社長、日本電信電話社長、 日本放送協会会長、大学教授学識経験者 所掌事務：防災基本計画の作成及び実施 非常災害時の緊急措置に関する計画の作成及び実施 防災に関する重要事項の審議
京都府	<ul style="list-style-type: none">京都府防災会議を設置（法第14条） 会 長：知事 委 員：指定地方行政機関、陸上自衛隊、教育長、警察本部長、府庁内の職員、 市町村、消防機関及び指定公共機関等のうち知事が任命する者 所掌事務：都道府県地域防災計画の作成及び実施 防災に関する重要事項についての知事の諮問に応じた審議及び意見具申 災害応急対策及び災害復旧に関する防災関係機関の連絡調整
市町村	<ul style="list-style-type: none">市町村防災会議を設置（法第16条） 組織及び所掌事務については、都道府県防災会議の例に準じて、市町村条例で規定する。



国	<ul style="list-style-type: none">• 緊急災害対策本部（法第28条の2～） 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合 本部長：内閣総理大臣 *東日本大震災で初めて設置• 非常災害対策本部（法第24条～） 応急対策等の推進上必要がある場合 本部長：国務大臣（内閣総理大臣が任命）
京都府	<ul style="list-style-type: none">• 京都府災害対策本部（法第23条） 本部長：知事
市町村	<ul style="list-style-type: none">• 市町村災害対策本部（法第23条） 本部長：市町村長



	風水害	地震	その他事故
災害（事故）警戒本部・支部	必要に応じて関係部局長等による協議を踏まえ、知事が決定	必要に応じて関係部局長等による協議を踏まえ、知事が決定	必要に応じて関係部局長等による協議を踏まえ、知事が決定
	大雨注意報、大雨警報が発表された場合は自動設置	震度4、5弱及び震度5強の地震又は津波注意報若しくは津波警報が発表された場合は自動設置	
災害対策本部・支部	暴風雨又は大雨等のため相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	地震のため相当な被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	突発的な大事故が発生し、相当な被害が予測される場合、関係部長等による協議を踏まえ、知事が設置を決定
		震度6弱以上は自動設置	



<構成>

危機管理監、防災監、職員長のほか、府民環境部、健康福祉部、農林水産部、建設交通部及び警察本部警備部の各部長及び副部長クラスを指定(23名)

<活動内容>

- ① 迅速かつ円滑な被害状況の情報共有及び応急措置
- ② 災害対策本部設置の協議
- ③ その他災害予防及び被害軽減に係る必要な措置

	風水害	地震	原子力災害
招集	被害が発生するおそれがあるとき、危機管理監が判断	震度5弱以下でも被害状況に応じて、危機管理監が判断	警戒事態に該当する原子力発電所施設の重要な故障等が発生したとき
参集	府内全域又は一部の地域に特別警報が発表されたとき 府域に避難勧告又は避難指示(緊急)が発令されたとき	府域で震度5強の地震が観測されたとき 府域で津波警報又は大津波警報が発表されたとき	上記以外の場合でも、状況に応じて、危機管理監が判断

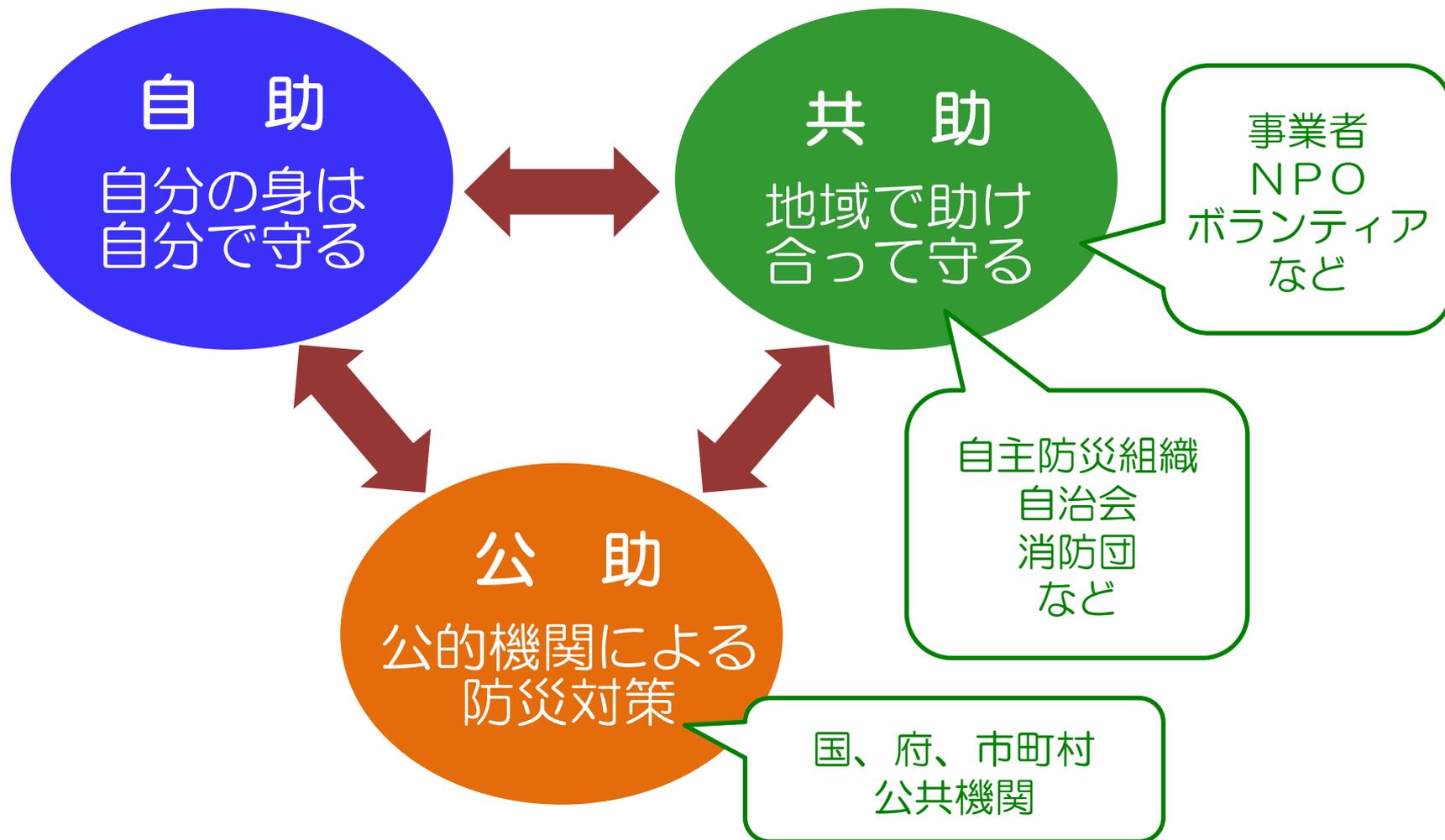


災害対策本部・支部等の体制確保のため、通常業務を離れて、災害対応業務に専任する職員をあらかじめ指定

		人数	職務	参集
災害対策本部等要員 (第1号)		概ね10名	危機管理監の直属スタッフとして各部局との調整等	[震度6弱] 本庁へ参集
災害対策本部等初動要員 (第2号)	本庁	概ね50名	危機管理監の指揮の下、災害対策本部事務局の設置、情報収集等	[震度5弱] 本庁へ参集
	支部	各総合庁舎ごとに概ね20名	対策支部長等の指揮の下、災害対策支部事務局等の設置、情報収集等	[震度5弱] 総合庁舎へ参集
災害対策支部等要員 (第3号)		概ね100名	災害対策支部長等の指揮の下、災害対策本部・支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整	[震度6弱] 市町村へ参集

※ 別に参集連絡を受けた場合は指定された場所へ参集

◇ 防災対策の基本～自助、共助、公助





<目的>

- 府民の生命、身体及び財産を災害から保護
- 府民が安全に暮らすことができる京都府を実現

<基本理念>

○災害危険情報の共有

府による災害危険情報の整備・公表、府民による把握（努力）、宅地建物取引業者に係る特定災害危険情報の収集・把握

○防災上の機能を強化するまちづくりの推進

総合的治水対策、地震・津波等の防災対策、特定地域防災協議会 等

○地域防災力の向上

自主防災組織等の活動促進・参加促進、人材の育成 等

○災害が発生した場合の体制の構築

備蓄の推進・物資輸送体制、避難行動要支援者への支援、帰宅困難者等に対する措置、事業継続計画等の推進

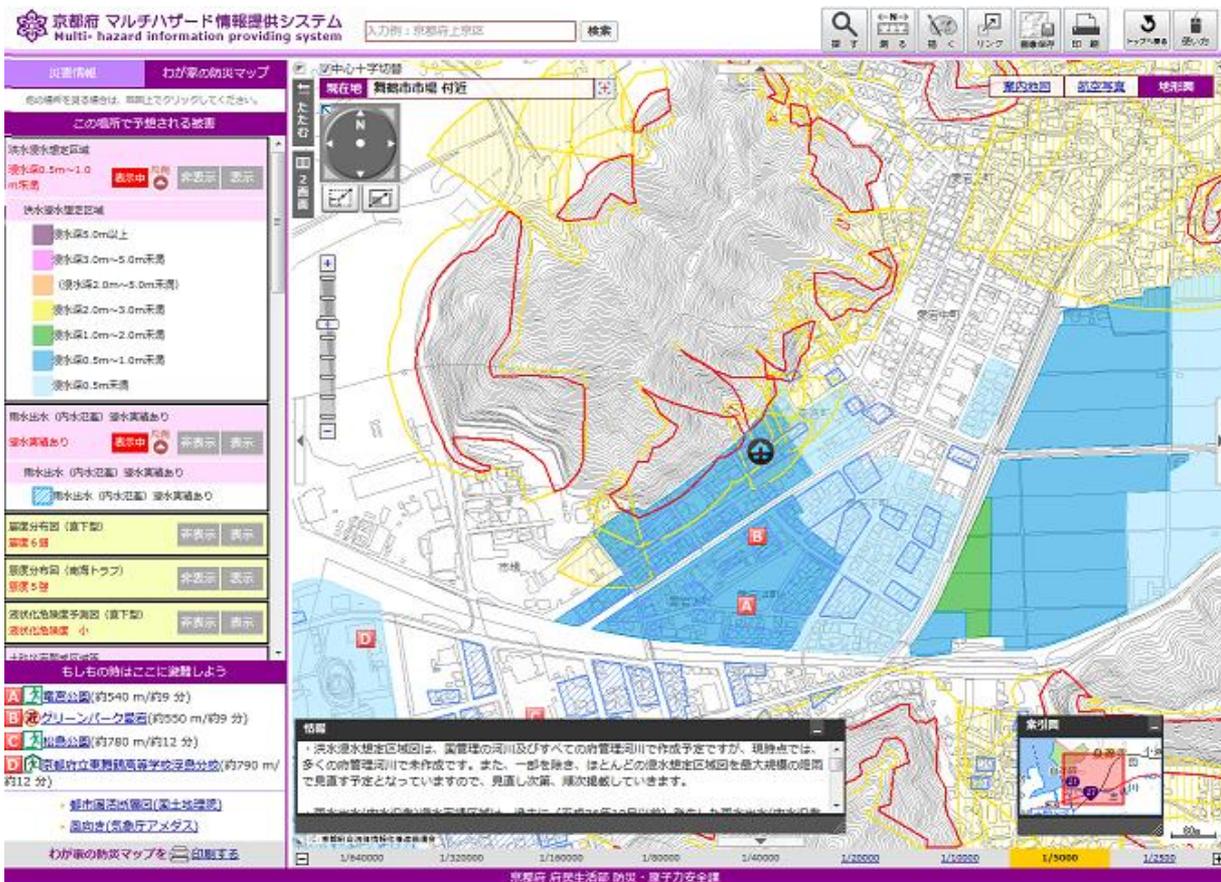


インターネットにより京都府の水害や地震などの
地図情報を提供（複数の災害危険情報を重ね合わせて標示できる）



表示中 【水害】 + 【土砂災害】

**洪水浸水想定区域+雨水出水(内水氾濫)
浸水実績区域+土砂災害警戒区域**



スマホでもアクセス
できます！



- 〈表示可能データ例〉
- 洪水浸水想定区域
 - 内水氾濫実績
 - 土砂災害警戒区域
 - 津波浸水想定
 - 震度分布図
 - 液状化危険度予測図
 - 避難場所等
 - 雨量観測所

など

※ 平成28年4月15日 運用開始



災害関連の緊急情報をわかりやすく集約し、リアルタイムで情報提供

避難情報（避難勧告等）

気象情報（注意報・警報等）

雨量・河川水位・土砂災害警戒情報

地震・津波情報

交通機関運航情報

道路情報

ライフライン情報

このサイトの使い方

音声読み上げ

ふりがなをつける

文

組職案内

ホーム 府政情報 暮らし・環境 教育・文化 健康・福祉・人権 産業・しごと

インターネット知事室

就任あいさつ

知事室トピックス

知事プロフィール

知事記者会見

西脇知事と行き先トーク

知事へのさわやか提案

京都府議会

このサイトの使い方

音声読み上げ

ふりがなをつける

文

組職案内

ホーム 府政情報 暮らし・環境 教育・文化 健康・福祉・人権 産業・しごと

インターネット知事室

就任あいさつ

知事室トピックス

知事プロフィール

知事記者会見

西脇知事と行き先トーク

知事へのさわやか提案

京都府議会

防災・防犯 安心・安全情報

きょうと危機管理WEB(危機管理・防災関連情報提供サイト) **HP**

マルチハザード情報提供システム

- 9月7日からの大雨による被害等の状況について
- 平成30年台風第21号に係る情報について(ポランディア・被害状況・府の対応など)
- 台風第20号による被害等の状況について
- 平成30年7月豪雨に係る情報について
- TPY-2レーダー(いわゆるXバンドレーダー)配備について

京都府HPからアクセス!

きょうと危機管理WEB 京都府危機管理・防災情報ポータルサイト

緊急・災害 雨量・河川水位・土砂災害(警戒・注意報) 地震・津波 交通・ライフライン 原子力防災 危機管理(有事・テロ・大規模事故等) 健康危機管理 防災資料室 リンク集

更新する

現在発表されている気象警報・注意報・土砂災害警戒情報・避難情報・水位超過

特別警報 警報 注意報 市町村単位で見る

※注意危険水位以上超過河川

避難情報

● 避難勧告 解除【2018年09月21日 15時59分13秒】
京都市西京区
こちらは京都市です。9月21日16時00分、西京区大原野灰町に発令していた「避難勧告」について、被害拡大のおそれ及び道路の通行障害がなくなったことから、「避難勧告」を解除します。

● 避難勧告 解除【2018年09月13日 17時00分01秒】
精華町
下記の地域にお住まいの方に対して、平成30年7月6日より発令していた避難勧告を解除します。・避難勧告が解除される対象地域及び世帯数 大字東畑小字南山中地区内 2世帯5人。なお、下記の対象地域にお住まいの方は、引き続き避難勧告の対象となります。・避難勧告(継続)の対象地域及び世帯数 南福八妻、柘福、東畑の一部(3地区4世帯8人)

● 避難勧告 発令【2018年09月11日 13時35分06秒】
京都市西京区
こちらは京都市です。9月7日22時30分に西京区大原野出灰町に発令していた「避難勧告」について、土砂災害の危険は低下したものの、更なる崩木の可能性及び住家の前面道路(高槻市道)の二次災害危険が継続していることから、「避難勧告」を継続します。

● 避難勧告 発令【2018年09月11日 13時30分05秒】
京都市西京区
こちらは京都市です。9月7日22時30分に西京区大原野出灰町に発令していた「避難勧告」について、土砂災害の危険は低下したものの、更なる崩木の可能性及び住家の前面道路(高槻市道)の二次災害危険が継続していることから、「避難勧告」を継続します。

● 避難準備・高齢者等避難開始 解除【2018年09月10日 16時00分53秒】
狹間市
災害のおそれが低くなったため、狹間市全域に発表しておりました避難準備・高齢者等避難開始を解除します。引き続き、大雨警報、強風・波浪注意報は発表されておりますので、今後の気象情報に十分注意してください。

● 土砂災害警戒情報(京都府関係) 詳細情報を見る(気象庁ホームページへ)

● 洪水予報(京都府関係) 詳細情報を見る(気象庁ホームページへ)

気象情報

降雨実況

各種天気情報
天気予報
台風情報

避難情報の一覧を見る

地域	土砂災害警戒情報	避難情報	水位超過※
丹後			
舞鶴・綾部			
福知山			
南丹・京丹波			
京都・亀岡			
山城中部			
山城南部		避難勧告	
更新日時	2018/09/23 09:55		



- 「いつ」「誰が」「何を」するのかを定める防災計画
- 関係者が連携して、速やかな避難行動が可能となる

<避難行動タイムラインの作成>

- 一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、取るべき避難行動を理解しておくことが重要
- 市町村から発令される避難情報に従うことが基本だが、自らの判断で早めの避難行動が必要なこともある



自主防災組織等において避難行動タイムラインを作成し、自主的な避難行動を行うための目安を設けておくことを

推奨

「スイッチ」



ステップ 1

- 気象情報や防災情報の流れや入手手段を知ろう
- 避難情報の意味を知っておこう

マルチハザード
情報提供システム

ステップ 2

- 地域の災害のリスクを確認しよう
- 「いつ」「誰が」「どんな」避難の行動を取るのか整理しよう

ステップ 3

- 「いつ」避難を開始するのか「スイッチ」を決めておこう
→ タイムラインの作成

スイッチ

ON

ステップ 4

- タイムラインを見直そう



防災・防犯情報をリアルタイムで配信！

災害への備え、地域の安全のためにぜひご活用ください

登録無料(※1)

京都府防災・防犯情報メール

京都府防災・防犯情報メールは、登録いただいた方の携帯電話やスマートフォン、パソコン等に京都府内の防災情報・防犯情報等をメールでお送りするサービスです。

受信したい地域・情報を選べます(※2)

<p>気象情報</p> <p>地域選択 京都府全域 又は 京都市・山城地域・南丹地域・中丹地域・丹後地域から2地域まで 又は 26市町村の中から1つ</p>	<p>気象警報・注意報(※3)</p> <p>大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、暴風警報等</p>	<p>地震・津波情報</p> <p>地震情報(震源・震度に関する情報)、津波警報、注意報・予報、津波情報等</p>
<p>雨量・河川水位情報</p> <p>雨量観測情報、水位観測情報</p>	<p>その他の気象情報</p> <p>土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、指定河川洪水予報、河川氾濫情報、記録的短時間大雨情報等</p>	<p>防災・防犯情報</p> <p>地域選択 京都府全域 又は 26市町村(京都市は区単位から複数選択可)</p>
<p>防犯・犯罪情報</p> <p>犯罪発生情報等(不審者、振り込み詐欺、子ども安全情報等)</p>	<p>防災情報</p> <p>防災警報情報、災害時生活相談等の各種サービス情報等</p>	<p>要配慮者・支援者情報</p> <p>災害時生活相談等の各種サービス情報等</p>
<p>市町村防災・安心情報</p> <p>地域選択 京都府全域 又は 26市町村(京都市は区単位から複数選択可)</p>	<p>市町村防災・安心情報</p> <p>市町村からの選定に関する情報(避難勧告等)、防災関係のお知らせ情報等</p>	

※1 メールのご受信等に必要となる通信費は利用者の負担となります。通信費は携帯電話会社との契約内容によって異なります。
 ※2 気象特別警報、大津波警報、震災保険情報(3次元津波情報)等は、登録者全員に配信されます。
 ※3 「注意報」「警報(以上)」(受信しない)のいずれかから選択できます。

登録方法は裏面をご覧ください



登録方法

- ◆ 登録前にご確認をお願いします。
- ・ 事前に、touroku@k-anshin.pref.kyoto.jp、oshirase@anshin-kyoto.pref.kyoto.jp、oshirase2@anshin-kyoto.pref.kyoto.jp から送られるメールを許可する設定にしてください。
- ・ URL リンク付きメール拒否を解除してください。

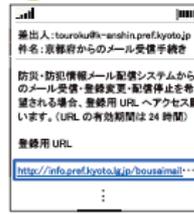
1 空メールを送信

- ◆ QRコードを利用する場合
右記のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。
- ◆ QRコードが読み取れない場合
下記の登録用アドレスに、空メールを送信してください。



anzen@k-anshin.pref.kyoto.jp
 ※ 空メールとは、件名・本文に何も記載せずに送るメールの事です。機種により空メールが送れないことがあります。その場合、件名又は本文に文字を適当に入力し送信してください。

2 登録用サイトへアクセス



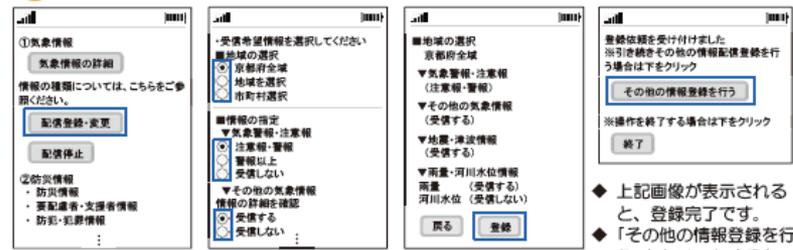
◆ 登録用メールが届きますので、本文にあるURLにアクセスしてください。
 ※ 登録用URLの有効期限は24時間です。有効期限を過ぎてアクセスするとエラーになりますので、「①空メールを送信」からやり直してください。

3 利用規約のご確認



◆ 「利用規約」をクリックし、利用規約の内容を確認した後、「同意」をクリックしてください。

4 配信設定を行い、登録完了!



- ◆ 受信を希望する情報の「配信登録・変更」をクリックしてください。
 - ◆ 受信希望の地域及び情報をクリックしてください。
 - ◆ 登録内容を確認し、「登録」をクリックしてください。
- ※ 画面は、「①気象情報」の「配信登録・変更」を選択しています。 ※ 予め選択されていますので、必要に応じて変更してください。

お問合せ先 京都府危機管理部災害対策課
 市内の防災情報についてはこちら▼
 きょうと危機管理WEB



＜公的備蓄等に係る基本的な考え方＞

- 公助による物資確保は、自助・共助による物資確保を補完
- 生命・健康維持の観点から重点備蓄品目を府・市町村で共同備蓄
(府・市町村それぞれの区域の最大被害想定に基づいて確保することを目安)
- 重点備蓄品目及び数量

食料 1人当たり2食 (アレルギー対応を考慮)

飲料水 1人当たり1ℓ (別途応急給水等を確保)

毛布等防寒用具 1人当たり1枚

簡易トイレ 100人当たり1基

おむつ(大人用) 75歳以上の10%について1人当たり8枚

おむつ(子ども用) 0～3歳児について1人当たり8枚

女性用衛生用品 13歳～50歳女性の25%について3枚

- ・ 京都府では、花折断層帯において地震が発生した際の住宅の全壊、焼失による最大避難者想定に基づき、28万人分を備蓄
- ・ 他地域からの支援又は流通在庫方式での調達が困難な発災後24時間内に対応
- 市町村は、重点備蓄品目以外の生活物資や避難所運営資機材の備蓄や調達に努力。京都府は、市町村間の融通及び流通在庫方式での調達等を通じた物資の確保を実施。



○発災後1日目

京都府、市町村（折半）の公的備蓄を提供

※総合庁舎等11箇所
に備蓄

○発災後2～3日目

流通備蓄を調達（物資提供事業者と協定を締結）

○発災後4日目以降

全国から救援物資を受入れ

- ・カウンターパートとなる応援府県から物資搬送
- ・国からは、当初プッシュ型支援、
約1週間後からプル型支援へ

→府は広域物資輸送拠点（1次物資拠点）
市町村は地域内物資輸送拠点（2次物資拠点）
を設置





1 全国知事会

○支援体制の考え方

- 局地災害 → ブロック圏（近畿圏）内の府県が支援
- 中規模災害 → 相対ブロック（近畿圏⇔中部圏）での支援
- 大規模かつ広域な災害 → 複数ブロックによる広域応援
(全国知事会事務局が割当を調整する)

2 関西広域連合

- ①広域連合災害対策本部を設置 ← 被害が甚大な場合
- ②カウンターパート方式による応援・受援（災害発生時に決定）
被災府県が複数の場合、カウンターパートによる。
被害が甚大な場合、他圏域から応援を受入（関東、中国、四国、九州と協定）
- ③被災府県、被災市町村に現地支援本部等を設置
→ 分野別に応援・受援活動を実施

※国による応援は、市町村業務や保健業務等の応援要員の派遣、物資支援、給水等、個別に応援体制が整備されている分野がある。